

No.	事業名	質問内容	回答
1	内貿貨物集貨促進事業	千葉港発-新門司港（又は宮崎港）の輸送について、堺泉北港でトランシッブ輸送を行う場合、 ①堺泉北港-千葉港間19,000円 ②堺泉北港-新門司港間14,000円 ①と②の計33,000円が補助額となるでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	外貿貨物集貨促進事業	ばら積み船は補助の対象となるのか。	対象外となります。
3	外貿貨物集貨促進事業	40フィートコンテナの場合は、単価はどうなるのか。	40フィートコンテナは、20フィートコンテナ2本（2TEU）とします。
4	内貿貨物集貨促進事業 外貿貨物集貨促進事業	補助対象期間というのは、船が堺泉北港に寄港したタイミングまでをいうのか。	堺泉北港に寄港したタイミングが補助対象期間内であれば、補助可能とみなします。
5	共通	以前に申請したことのある事業者は、申請不可となるのか。	申請歴がある場合であっても、前年度貨物量から増加していれば補助可能とします。
6	共通	今回の補助対象に大阪港は含まれるのか。	大阪港は含まれず、府営港湾のみが対象となります。 ※大阪港も補助制度を設けております。 詳細は大阪市HPをご覧ください
7	共通	実績報告を行う際に、月別貨物量の記載を求められているが、前年度よりマイナスとなる月がある場合でも対象となるのか。	あくまでも対象期間の全体貨物量としての増加を見るため、マイナスとなる月があっても、対象期間の全体貨物量が増加していれば問題ございません。
8	内貿貨物集貨促進事業 外貿貨物集貨促進事業	実績報告を行う際に提出を求められている「貨物の取扱い実績を証明できる資料」とはどのようなものをいうのか。	内貿貨物集貨促進事業：フォワーダー等が発行する輸送実績書等 外貿貨物集貨促進事業：BL (Bill of Lading) 等の証明書 上記を想定しておりますが、他書類でも対応可能ですので一度ご相談いただけますと幸いです。
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			